

2023・12

いわき市議会定例会議案

令和5年12月

提 出 議 案

議案第 1 号	いわき市子育て支援センター条例の制定について	5
議案第 2 号	いわき市林業研修センター条例を廃止する等の条例 の制定について	9
議案第 3 号	いわき市海竜の里センター条例の廃止について	13
議案第 4 号	いわき都市計画事業震災復興土地区画整理事業施行 規程の廃止について	17
議案第 5 号	いわき市監査委員条例等の改正について	21
議案第 6 号	いわき市下水道条例の改正について	25
議案第 7 号	いわき市保育所条例の改正について	29
議案第 8 号	いわき市児童厚生施設条例の改正について	33
議案第 9 号	いわき市田人おふくろの宿条例の改正について	37
議案第10号	令和 5 年度いわき市一般会計補正予算（第 6 号）	（別紙）
議案第11号	令和 5 年度いわき市卸売市場事業特別会計補正予算 （第 1 号）	（別紙）
議案第12号	令和 5 年度いわき市競輪事業特別会計補正予算（第 3 号）	（別紙）
議案第13号	令和 5 年度いわき市水道事業会計補正予算（第 1 号）	（別紙）
議案第14号	令和 5 年度いわき市病院事業会計補正予算（第 3 号）	（別紙）
議案第15号	令和 5 年度いわき市下水道事業会計補正予算（第 2 号）	（別紙）
議案第16号	令和 5 年度いわき市地域汚水処理事業会計補正予算 （第 1 号）	（別紙）
議案第17号	令和 5 年度いわき市農業集落排水事業会計補正予算 （第 1 号）	（別紙）
議案第18号	工事請負契約について （緊急水災害対策排水施設整備事業（渋井川）付帯 施設工事）	41
議案第19号	工事請負契約について	

	(消防本部・平消防署統合庁舎空気調和設備改修工 事)	43
議案第20号	工事請負契約の変更について (緊急水災害対策排水施設整備事業(金子沢)設備 工事)	45
議案第21号	工事請負契約の変更について (緊急水災害対策排水施設整備事業(金子沢)躯体 工事)	47
議案第22号	工事請負契約の変更について (緊急水災害対策排水施設整備事業(渋井川)設備 工事)	49
議案第23号	工事請負契約の変更について (緊急水災害対策排水施設整備事業(渋井川)躯体 工事)	51
議案第24号	財産取得について (学校給食共同調理場整備事業用地)	53
議案第25号	和解について	55
議案第26号	指定管理者の指定について (いわき市ライブいわきミュウじあむ)	57
議案第27号	指定管理者の指定について (いわき市立草野心平記念文学館外1施設)	59
議案第28号	指定管理者の指定について (いわき市暮らしの伝承郷)	63
議案第29号	指定管理者の指定について (いわき市考古資料館)	65
議案第30号	指定管理者の指定について (いわき市アンモナイトセンター)	67
議案第31号	指定管理者の指定について (いわき市立総合体育館外20施設)	69
議案第32号	指定管理者の指定について		

	(いわき市内郷コミュニティセンター)	73
議案第33号	指定管理者の指定について (上荒川公園)	75
議案第34号	指定管理者の指定について (いわき市薄磯集会所外43施設)	77
議案第35号	指定管理者の指定について (いわき市いわき駅前東自転車等駐車場外1施設)	83
議案第36号	指定管理者の指定について (いわき市北部憩いの家外1施設)	87
議案第37号	指定管理者の指定について (いわき市北部運動場外1施設)	91
議案第38号	指定管理者の指定について (いわき市健康・福祉プラザ)	95
議案第39号	指定管理者の指定について (いわきサン・アビリティーズ)	97
議案第40号	指定管理者の指定について (いわき市平老人福祉センター外3施設)	99
議案第41号	指定管理者の指定について (いわき市小名浜老人憩いの家)	103
議案第42号	指定管理者の指定について (いわき市地域交流センター三和ふれあい館(デイサービスセンター))	105
議案第43号	指定管理者の指定について (いわき市休日救急歯科診療所)	107
議案第44号	指定管理者の指定について (いわき市立永井保育所)	109
議案第45号	指定管理者の指定について (いわき市小名浜児童センター外1施設)	111
議案第46号	指定管理者の指定について (いわき市こども元気センター)	115

議案第47号	指定管理者の指定について (いわき市フラワーセンター)	117
議案第48号	指定管理者の指定について (いわき市遠野オートキャンプ場)	119
議案第49号	指定管理者の指定について (いわきの里鬼ヶ城)	121
議案第50号	指定管理者の指定について (いわき市川前活性化センター)	123
議案第51号	指定管理者の指定について (いわき市下三坂運動広場)	125
議案第52号	指定管理者の指定について (いわき市労働福祉会館)	127
議案第53号	指定管理者の指定について (いわき市共同職業訓練センター)	129
議案第54号	指定管理者の指定について (いわき市いわき駅北口駐車場外3施設)	131
議案第55号	指定管理者の指定について (観音山公園外49施設)	135
報告第1号	専決処分の報告について	143

議案第1号

いわき市子育て支援センター条例の制定について

いわき市子育て支援センター条例を次のように制定する。

令和5年12月7日提出

いわき市長 内 田 広 之

いわき市子育て支援センター条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、地域子育て支援拠点施設の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 地域における子育て親子の交流等を促進し、子育て支援機能の充実を図り、もって子どもの健やかな育ちを支援するため、次のとおり地域子育て支援拠点施設を設置する。

名称	位置
いわき市内郷子育て支援センター	いわき市内郷高坂町四方木田188番地

(事業)

第3条 いわき市内郷子育て支援センター（以下「子育て支援センター」という。）は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進に関すること。
- (2) 子育て等に関する相談、援助の実施に関すること。
- (3) 地域の子育て関連情報の提供に関すること。
- (4) 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、子育て支援センターの設置の目的を達成するために必要な事業

(利用の制限)

第4条 市長は、子育て支援センターを利用しようとする者又は利用している者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その利用を制限し、又は停止させることができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、管理上支障があるとき。

(損害賠償等)

第5条 子育て支援センターの施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失した者

は、市長の指示するところに従い、その損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。ただし、市長は、相当の理由があると認めるときは、その賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第2号

いわき市林業研修センター条例を廃止する等の条例の制定について

いわき市林業研修センター条例を廃止する等の条例を次のように制定する。

令和5年12月7日提出

いわき市長 内 田 広 之

いわき市林業研修センター条例を廃止する等の条例

(いわき市林業研修センター条例の廃止)

第1条 いわき市林業研修センター条例（昭和52年いわき市条例第49号）は、廃止する。

(いわき市森林総合利用施設条例の一部改正)

第2条 いわき市森林総合利用施設条例（昭和60年いわき市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条の表いわき市森林休養施設湯の岳山荘の項を削る。

第3条第1項中「第2水曜日及び第4水曜日」を「第3水曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日）」に改め、同条第2項中「第13条第1項」を「第9条第1項」に、「第11条」を「第7条」に改め、「（田人ふれあいの里の指定管理者に限る。第10条において同じ。）」を削る。

第4条を削る。

第5条中「森林総合利用施設」を「田人ふれあいの里」に改め、同条に次の1項を加える。

2 指定管理者は、前項の許可に条件を付すことができる。

第5条を第4条とし、同条の次に次の1条を加える。

(使用の制限)

第5条 指定管理者は、田人ふれあいの里を使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その使用を許可してはならない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) その他管理上支障があるとき。

第6条から第9条までを削る。

第10条第1項中「田人ふれあいの里の使用」を「第4条第1項」に改め、「受けた者」の次に「（以下「使用者」という。）」を加え、同条第2項中

「別表第2」を「別表」に改め、同条を第6条とする。

第11条第1号中「湯の岳山荘又は田人ふれあいの里の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）」を「使用者」に改め、同条中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 第4条第2項の規定により付された条件に違反したとき。

第11条を第7条とする。

第12条の見出しを「（損害賠償等）」に改め、同条中「森林総合利用施設の施設又は設備・器具」を「田人ふれあいの里の施設、設備、備品等」に改め、同条を第8条とする。

第13条中「森林総合利用施設」を「田人ふれあいの里」に改め、同条を第9条とし、第14条を第10条とする。

第15条第1項中「森林総合利用施設」を「田人ふれあいの里」に改め、同条を第11条とする。

第16条第3号中「第18条各号」を「第14条各号」に改め、同条を第12条とし、第17条を第13条とする。

第18条中「森林総合利用施設」を「田人ふれあいの里」に改め、同条を第14条とし、第19条を第15条とし、第20条を第16条とする。

別表第2を削り、別表第1を次のように改める。

別表（第6条関係）

種類・器具	単位		利用料金の限度額	
			個人	団体
キャンプ場	テント1張	1日	円 330	円 290
テント	1張	1日	1,100	990

備考

- 1 「1日」とは、午前10時から翌日の午前10時までをいう。
- 2 「団体」とは、20人以上をいう。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 3 号

いわき市海竜の里センター条例の廃止について

いわき市海竜の里センター条例を廃止する条例を次のように制定する。

令和 5 年 12 月 7 日 提出

いわき市長 内 田 広 之

いわき市海竜の里センター条例を廃止する条例

いわき市海竜の里センター条例（平成3年いわき市条例第1号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第4号

いわき都市計画事業震災復興土地区画整理事業施行規程の廃止につ
いて

いわき都市計画事業震災復興土地区画整理事業施行規程を廃止する条例を次の
ように制定する。

令和5年12月7日提出

いわき市長 内 田 広 之

いわき都市計画事業震災復興土地区画整理事業施行規程を廃止する
条例

いわき都市計画事業震災復興土地区画整理事業施行規程（平成24年いわき市条例第13号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（いわき市津波被災地域企業等立地促進条例の一部改正）
- 2 いわき市津波被災地域企業等立地促進条例（平成28年いわき市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「いわき都市計画事業震災復興土地区画整理事業施行規程（平成24年いわき市条例第13号）第2条に規定する施行地区」を「被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第10条に規定する被災市街地復興土地区画整理事業を施行した土地の区域」に改める。

議案第 5 号

いわき市監査委員条例等の改正について

いわき市監査委員条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年12月 7 日提出

いわき市長 内 田 広 之

いわき市監査委員条例等の一部を改正する条例

(いわき市監査委員条例の一部改正)

第1条 いわき市監査委員条例（昭和41年いわき市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に、「あつた」を「あった」に改め、同条第2項中「第243条の2の2第8項後段」を「第243条の2の8第8項後段」に改める。

(いわき市病院事業の設置等に関する条例等の一部改正)

第2条 次に掲げる条例の規定中「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改める。

(1) いわき市病院事業の設置等に関する条例（昭和44年いわき市条例第65号）

第9条

(2) いわき市水道事業及び工業用水道事業の設置等に関する条例（昭和44年いわき市条例第94号）第9条

(3) いわき市下水道事業等の設置等に関する条例（平成27年いわき市条例第73号）第5条

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第6号

いわき市下水道条例の改正について

いわき市下水道条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年12月7日提出

いわき市長 内 田 広 之

いわき市下水道条例の一部を改正する条例

いわき市下水道条例（昭和43年いわき市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「1,674円20銭」を「2,065円80銭」に、「837円10銭」を「1,032円90銭」に改める。

別表中「1,674円20銭」を「2,065円80銭」に、「182円60銭」を「224円40銭」に、「202円40銭」を「249円70銭」に、「212円30銭」を「261円80銭」に、「278円30銭」を「343円20銭」に、「300円30銭」を「369円60銭」に、「321円20銭」を「396円」に、「341円」を「420円20銭」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。
- 2 改正後の第12条第2項及び別表の規定は、令和6年4月1日以後に支払を受ける権利が確定する使用料について適用し、同日前に支払を受ける権利が確定する使用料については、なお従前の例による。

議案第7号

いわき市保育所条例の改正について

いわき市保育所条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年12月7日提出

いわき市長 内 田 広 之

いわき市保育所条例の一部を改正する条例

いわき市保育所条例（昭和42年いわき市条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表中

いわき市立御厩保育所	いわき市内郷御厩町下宿99番地の1	55人
いわき市立高坂保育所	いわき市内郷高坂町一丁目75番地の2	70人

を

いわき市立内郷保育所	いわき市内郷高坂町四方木田188番地	130人
------------	--------------------	------

に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 8 号

いわき市児童厚生施設条例の改正について

いわき市児童厚生施設条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 12 月 7 日 提出

いわき市長 内 田 広 之

いわき市児童厚生施設条例の一部を改正する条例

いわき市児童厚生施設条例（昭和42年いわき市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「及びいわき市内郷児童館（以下「児童館」を「（以下「児童センター」に改める。

第4条第1項、第5条第1項、第6条及び第7条中「児童館」を「児童センター」に改める。

第9条第1項中「児童館、」を「児童センター及び」に、「及びいわき市馬場児童遊園（以下「児童館等」を「（以下「児童センター等」に改め、同条第2項中「児童館等」を「児童センター等」に改める。

第11条第1項及び第14条中「児童館等」を「児童センター等」に改める。

別表いわき市内郷児童館の項を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第9号

いわき市田人おふくろの宿条例の改正について

いわき市田人おふくろの宿条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年12月7日提出

いわき市長 内 田 広 之

いわき市田人おふくろの宿条例の一部を改正する条例

いわき市田人おふくろの宿条例（平成4年いわき市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第2水曜日及び第4水曜日」を「第3水曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日）」に改める。

別表第1中「午前11時」を「午前10時」に、「午前10時まで）」を「午前9時まで）」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第18号

工事請負契約について

緊急水災害対策排水施設整備事業（渋井川）付帯施設工事について次のとおり契約を締結するため、議会の議決を求める。

令和5年12月7日提出

いわき市長 内 田 広 之

- 1 契約の目的 緊急水災害対策排水施設整備事業（渋井川）付帯施設工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 金163,900,000円
- 4 工 期 議会の議決を経た日の翌日から
令和7年1月31日まで
- 5 契約の相手方 いわき市平字尼子町60番地の1
堀江工業株式会社
代表取締役社長 長谷川 浩 一

議案第19号

工事請負契約について

消防本部・平消防署統合庁舎空気調和設備改修工事について次のとおり契約を締結するため、議会の議決を求める。

令和5年12月7日提出

いわき市長 内 田 広 之

- 1 契約の目的 消防本部・平消防署統合庁舎空気調和設備改修工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 金250,800,000円
- 4 工 期 議会の議決を経た日の翌日から
令和7年1月31日まで
- 5 契約の相手方 いわき市平字柳町3番地
北関東空調工業株式会社
代表取締役 有 賀 行 秀

議案第20号

工事請負契約の変更について

令和4年9月15日いわき市議会定例会において議決された緊急水災害対策排水施設整備事業（金子沢）設備工事請負契約を次のとおり変更するため、議会の議決を求める。

令和5年12月7日提出

いわき市長 内 田 広 之

契約内容	変 更 前	変 更 後
工 期	議会の議決を経た日の翌日から 令和6年3月25日まで	議会の議決を経た日の翌日から 令和7年3月25日まで

議案第21号

工事請負契約の変更について

令和4年9月15日いわき市議会定例会において議決された緊急水災害対策排水施設整備事業（金子沢）躯体工事請負契約を次のとおり変更するため、議会の議決を求める。

令和5年12月7日提出

いわき市長 内 田 広 之

契約内容	変 更 前	変 更 後
工 期	議会の議決を経た日の翌日から 令和6年3月25日まで	議会の議決を経た日の翌日から 令和7年3月25日まで

議案第22号

工事請負契約の変更について

令和4年9月15日いわき市議会定例会において議決された緊急水災害対策排水施設整備事業（渋井川）設備工事請負契約を次のとおり変更するため、議会の議決を求める。

令和5年12月7日提出

いわき市長 内 田 広 之

契約内容	変 更 前	変 更 後
工 期	議会の議決を経た日の翌日から 令和6年3月25日まで	議会の議決を経た日の翌日から 令和7年3月25日まで

議案第23号

工事請負契約の変更について

令和4年9月15日いわき市議会定例会において議決された緊急水災害対策排水施設整備事業（渋井川）躯体工事請負契約を次のとおり変更するため、議会の議決を求める。

令和5年12月7日提出

いわき市長 内 田 広 之

契約内容	変 更 前	変 更 後
工 期	議会の議決を経た日の翌日から 令和6年3月25日まで	議会の議決を経た日の翌日から 令和6年9月30日まで

議案第24号

財産取得について

次の財産を取得するため、議会の議決を求める。

令和5年12月7日提出

いわき市長 内 田 広 之

- 1 物件の所在 いわき市好間工業団地1番116 外2筆
- 2 種 別 土地（雑種地）
- 3 地 積 18,265平方メートル
- 4 取得価格 金222,833,000円
- 5 取得の目的 学校給食共同調理場整備事業用地
- 6 取得の方法 随意契約
- 7 契約の相手方 東京都中央区八重洲一丁目5番20号
東京建物不動産販売株式会社
代表取締役 社長執行役員 福 居 賢 悟

議案第25号

和解について

次のとおり和解するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月7日提出

いわき市長 内 田 広 之

- 1 申立ての概要 東京電力福島第一原子力発電所事故に係る損害賠償請求のうち、東京電力ホールディングス株式会社が支払いに合意しない額の一部及び申立てに係る代理人に要する費用を支払うよう原子力損害賠償紛争解決センターに和解の仲介を求めたもの。
- 2 和解の相手方 東京都千代田区内幸町一丁目1番3号
東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 小早川 智 明
- 3 和解の内容 (1) 別表の損害項目及び期間について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばない。
(2) 東京電力ホールディングス株式会社は市に対し、別表に記載の損害項目について和解金445,800,000円を支払う。
(3) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力は及ばず、別途損害賠償請求をすることを妨げない。
(4) 本和解に関する手続費用は、各自の負担とする。

別表

損害項目		期 間	金 額
ア	逸失利益 【一般会計】	自 平成23年 3 月 11日 至 平成26年 3 月 31日	10,800,000円
イ	追加的費用 【一般会計】	自 平成23年 3 月 11日 至 平成24年 3 月 31日	61,400,000円
ウ	人件費	自 平成23年 3 月 11日 至 平成26年 3 月 31日	286,600,000円
エ	逸失利益 【特別会計】	自 平成23年 3 月 11日 至 平成24年 3 月 31日	79,000,000円
オ	弁護士費用		8,000,000円
合計金額			445,800,000円

議案第26号

指定管理者の指定について

次のとおりいわき市ライブいわきミュウじあむの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月7日提出

いわき市長 内 田 広 之

- 1 管理を行わせる 施設 の 名称
いわき市ライブいわきミュウじあむ
- 2 指 定 管 理 者
いわき市小名浜字辰巳町43番地の1
株式会社いわき市観光物産センター
代表取締役社長 下山田 松 人
- 3 指 定 の 期 間
令和6年4月1日から
令和11年3月31日まで

議案第27号

指定管理者の指定について

次のとおりいわき市立草野心平記念文学館外1施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月7日提出

いわき市長 内 田 広 之

管理を行わせる 施設の名称	指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
いわき市立草野心平 記念文学館	いわき市常磐藤原町手這50番地の1 公益財団法人いわき市教育文化事業団 理事長 藤 城 良 教	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで
いわき市草野心平生 家		

議案第28号

指定管理者の指定について

次のとおりいわき市暮らしの伝承郷の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月7日提出

いわき市長 内 田 広 之

- 1 管理を行わせる 施設 の 名 称
いわき市暮らしの伝承郷
- 2 指 定 管 理 者
いわき市常磐藤原町手這50番地の1
公益財団法人いわき市教育文化事業団
理事長 藤 城 良 教
- 3 指 定 の 期 間
令和6年4月1日から
令和11年3月31日まで

議案第29号

指定管理者の指定について

次のとおりいわき市考古資料館の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月7日提出

いわき市長 内 田 広 之

- 1 管理を行わせる 施設 の 名称
いわき市考古資料館
- 2 指 定 管 理 者
いわき市常磐藤原町手這50番地の1
公益財団法人いわき市教育文化事業団
理事長 藤 城 良 教
- 3 指 定 の 期 間
令和6年4月1日から
令和11年3月31日まで

議案第30号

指定管理者の指定について

次のとおりいわき市アンモナイトセンターの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月7日提出

いわき市長 内 田 広 之

- 1 管理を行わせる 施設 の 名称
いわき市アンモナイトセンター
- 2 指 定 管 理 者
いわき市常磐藤原町手這50番地の1
公益財団法人いわき市教育文化事業団
理事長 藤 城 良 教
- 3 指 定 の 期 間
令和6年4月1日から
令和11年3月31日まで

議案第31号

指定管理者の指定について

次のとおりいわき市立総合体育館外20施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月7日提出

いわき市長 内 田 広 之

管理を行わせる 施設の名称	指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
いわき市平野球場	いわき市常磐湯本町上浅貝110番地の33 一般財団法人いわき市公園緑地観光公社 理事長 高 田 浩 一	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで
いわき市小名浜野球場	いわき市小名浜愛宕上7番地の2 いわき市小名浜地区体育協会 会長 坂 本 満 恵	
いわき市南部スタジアム	いわき市平中神谷字大年1番地の3 トーホク装美株式会社 代表取締役 高 木 宗 保	
いわき市平市民運動場		
いわき市勿来市民運動場		
いわき市常磐市民運動場		
いわき市内郷市民運動場	いわき市内郷綴町大木下28番地の1 いわき市内郷地区体育協会 会長 斉 藤 祐 二	
いわき市立いわき弓道場	いわき市常磐湯本町上浅貝110番地の33 一般財団法人いわき市公園緑地観光公社 理事長 高 田 浩 一	
いわき市立関船弓道場	いわき市平中神谷字大年1番地の3 トーホク装美株式会社 代表取締役 高 木 宗 保	
いわき市いわき市民プール	いわき市常磐湯本町上浅貝110番地の33 一般財団法人いわき市公園緑地観光公社 理事長 高 田 浩 一	

議案第32号

指定管理者の指定について

次のとおりいわき市内郷コミュニティセンターの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月7日提出

いわき市長 内 田 広 之

- 1 管理を行わせる 施設 の 名称 いわき市内郷コミュニティセンター
- 2 指 定 管 理 者 いわき市内郷綴町大木下28番地の1
 いわき市内郷地区体育協会
 会長 齊 藤 祐 二
- 3 指 定 の 期 間 令和6年4月1日から
 令和11年3月31日まで

議案第33号

指定管理者の指定について

次のとおり上荒川公園の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月7日提出

いわき市長 内 田 広 之

- 1 管理を行わせる 施設 上荒川公園
施設 の 名 称
- 2 指 定 管 理 者 いわき市常磐湯本町上浅貝110番地の33
一般財団法人いわき市公園緑地観光公社
理事長 高 田 浩 一
- 3 指 定 の 期 間 令和6年4月1日から
令和11年3月31日まで

議案第34号

指定管理者の指定について

次のとおりいわき市薄磯集会所外43施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月7日提出

いわき市長 内 田 広 之

管理を行わせる 施設の名称	指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
いわき市薄磯集会所	いわき市■■■■■ 薄磯区会 区長 鈴木 幸長	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで
いわき市豊間中央集会所	いわき市■■■■■ 豊間区 区長 橋本 和彦	
いわき市小名浜西五区集会所	いわき市■■■■■ 小名浜西五区連絡協議会 会長 松本 義徳	
いわき市須賀町集会所	いわき市■■■■■ 須賀町区 区長 草野 一巳	
いわき市野田集会所	いわき市■■■■■ 小名浜野田自治会 会長 仲野 良一	
いわき市住吉集会所	いわき市■■■■■ 住吉区 区長 斉藤 孝文	
いわき市米野集会所	いわき市■■■■■ 米野集会所協議会 会長 山田 雄一	
いわき市大原集会所	いわき市■■■■■ 大原第一区 区長 菅崎 稔	
いわき市永崎集会所	いわき市■■■■■ いわき市永崎区 区長 作山 雅之	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
いわき市折戸集会所	いわき市■■■■■ 折戸区 区長 坂本 政男	令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで
いわき市金山集会所	いわき市■■■■■ 金山自治会 会長 蛭田 道生	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで

管理を行わせる 施設の名称	指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
いわき市道山集会所	いわき市■■■■■■■■■■ 窪田5区 区長 鈴木金光	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで
いわき市酒井高畔集会所	いわき市■■■■■■■■■■ 高畔自治運営協議会 会長 佐藤裕泰	
いわき市上山田集会所	いわき市■■■■■■■■■■ 上山田集会所運営委員会 代表 門脇伸一	
いわき市中岡月山下集会所	いわき市■■■■■■■■■■ 中岡・月山下町内会 会長 北郷伸佳	
いわき市根小屋集会所	いわき市■■■■■■■■■■ 根小屋町内会 会長 耳野正宏	
いわき市白米集会所	いわき市■■■■■■■■■■ 白米区 区長 荒川清一	
いわき市酒井集会所	いわき市■■■■■■■■■■ 酒井自治協議会 会長 荒川正勝	
いわき市後田集会所	いわき市■■■■■■■■■■ 後田町自治会 区長 高木洋一	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
いわき市関田集会所	いわき市■■■■■■■■■■ 関田自治会 会長 國井英一	
いわき市岩間集会所	いわき市■■■■■■■■■■ 岩間区 会長 樋田昇	令和6年4月1日から 令和10年3月31日まで
いわき市下船尾集会所	いわき市■■■■■■■■■■ 下船尾区 区長 小野良宏	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで

管理を行わせる 施設の名称	指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
いわき市水野谷集会所	いわき市■■■■■■■■■■ 水野谷町区 区長 坂 本 正 敏	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで
いわき市高倉集会所	いわき市■■■■■■■■■■ 高倉B行政区 代表 比 佐 忠	
いわき市希望ヶ丘集会所	いわき市■■■■■■■■■■ 希望ヶ丘第1自治会 会長 野 沢 定 夫	
いわき市白鳥集会所	いわき市■■■■■■■■■■ 白鳥町区 区長 渡 邊 光 洋	
いわき市御厩集会所	いわき市■■■■■■■■■■ 内郷御厩町町内会 会長 斎 藤 喬	
いわき市宮集会所	いわき市■■■■■■■■■■ 宮集会所運営委員会 委員長 藁 谷 茂 典	
いわき市川平集会所	いわき市■■■■■■■■■■ 川平集会所運営委員会 代表 馬 目 行 雄	
いわき市金坂集会所	いわき市■■■■■■■■■■ 宮1区 区長 国 井 信 一	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
いわき市四倉集会所	いわき市■■■■■■■■■■ 四倉集会所運営委員会 委員長 公 平 和 俊	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで
いわき市四倉十三区集会所	いわき市■■■■■■■■■■ 四倉13区 区長 佐 藤 弘	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
いわき市本町集会所	いわき市■■■■■■■■■■ 本町集会所運営委員会 会長 野 口 宏	令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで

管理を行わせる 施設の名称	指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
いわき市折松集会所	いわき市 [REDACTED] 折松区 区長 折 笠 秀 夫	令和6年4月1日から 令和8年3月31日まで
いわき市戸渡集会所	いわき市 [REDACTED] 戸渡区 区長 吉 田 博 之	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで
いわき市中好間集会所	いわき市 [REDACTED] 中好間行政区 区長 鈴 木 久 典	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
いわき市下三坂集会所	いわき市 [REDACTED] 三和町下三坂区 区長 草 野 忠 次	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで
いわき市綱木集会所	いわき市 [REDACTED] 綱木集会所運営委員会 代表 平 子 忠 男	
いわき市井出集会所	いわき市 [REDACTED] 井出集会所運営委員会 代表 角 田 利 夫	
いわき市小白井集会所	いわき市 [REDACTED] 小白井集会所運営委員会 代表 吉 田 徳 雄	
いわき市末続集会所	いわき市 [REDACTED] 末続区 区長 四 條 廣 重	
いわき市筒木原集会所	いわき市 [REDACTED] 筒木原区 区長 根 本 廣 康	
いわき市田之網集会所	いわき市 [REDACTED] 田之網自治会 会長 宇 山 耕 平	
いわき市金ヶ沢集会所	いわき市 [REDACTED] 金ヶ沢自治会 会長 根 本 繁	

議案第35号

指定管理者の指定について

次のとおりいわき市いわき駅前東自転車等駐車場外1施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月7日提出

いわき市長 内 田 広 之

管理を行わせる 施設の名称	指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
いわき市いわき駅前 東自転車等駐車場	いわき市平字菱川町1番地の3 公益社団法人いわき市シルバー人材センター 理事長 渡 辺 敬 夫	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで
いわき市湯本駅前自 転車等駐車場		

議案第36号

指定管理者の指定について

次のとおりいわき市北部憩いの家外1施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月7日提出

いわき市長 内 田 広 之

管理を行わせる 施設の名称	指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
いわき市北部憩いの 家	いわき市■■■■■■■■■■ 平上片寄区 区長 大久保 隆 男	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで
いわき市南部憩いの 家	いわき市■■■■■■■■■■ 泉町下川区 区長 中 島 千 光	

議案第37号

指定管理者の指定について

次のとおりいわき市北部運動場外1施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月7日提出

いわき市長 内 田 広 之

管理を行わせる 施設の名称	指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
いわき市北部運動場	いわき市 ██████████ 平上片寄区 区長 大久保 隆 男	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで
いわき市仁井田運動場	いわき市 ██████████ 四倉町上仁井田区 区長 藤 堂 喜 好	

議案第38号

指定管理者の指定について

次のとおりいわき市健康・福祉プラザの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月7日提出

いわき市長 内 田 広 之

- 1 管理を行わせる 施設 の 名称
いわき市健康・福祉プラザ
- 2 指 定 管 理 者
いわき市常磐湯本町上浅貝22番地の1
公益財団法人いわき市社会福祉施設事業団
理事長 荒 川 信 治
- 3 指 定 の 期 間
令和6年4月1日から
令和8年3月31日まで

議案第39号

指定管理者の指定について

次のとおりいわきサン・アビリティーズの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月7日提出

いわき市長 内 田 広 之

- 1 管理を行わせる いわきサン・アビリティーズ
施 設 の 名 称
- 2 指 定 管 理 者 いわき市常磐湯本町上浅貝22番地の1
公益財団法人いわき市社会福祉施設事業団
理事長 荒 川 信 治
- 3 指 定 の 期 間 令和6年4月1日から
令和11年3月31日まで

議案第40号

指定管理者の指定について

次のとおりいわき市平老人福祉センター外3施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月7日提出

いわき市長 内 田 広 之

管理を行わせる 施設の名称	指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
いわき市平老人福祉 センター	いわき市常磐湯本町上浅貝22番地の1 公益財団法人いわき市社会福祉施設事業団 理事長 荒 川 信 治	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで
いわき市勿来老人福 祉センター		
いわき市内郷老人福 祉センター		
いわき市四倉老人福 祉センター		

議案第41号

指定管理者の指定について

次のとおりいわき市小名浜老人憩いの家の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月7日提出

いわき市長 内 田 広 之

- 1 管理を行わせる 施設 の 名称
いわき市小名浜老人憩いの家
- 2 指 定 管 理 者
いわき市常磐湯本町上浅貝22番地の1
公益財団法人いわき市社会福祉施設事業団
理事長 荒 川 信 治
- 3 指 定 の 期 間
令和6年4月1日から
令和11年3月31日まで

議案第42号

指定管理者の指定について

次のとおりいわき市地域交流センター三和ふれあい館（デイサービスセンター）の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月7日提出

いわき市長 内 田 広 之

- 1 管理を行わせる 施設 の 名 称 いわき市地域交流センター三和ふれあい館（デイサービスセンター）
- 2 指 定 管 理 者 福島県郡山市朝日二丁目14番7号
福島さくら農業協同組合
代表理事組合長 志 賀 博 之
- 3 指 定 の 期 間 令和6年4月1日から
令和11年3月31日まで

議案第43号

指定管理者の指定について

次のとおりいわき市休日救急歯科診療所の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月7日提出

いわき市長 内 田 広 之

- 1 管理を行わせる 施設 の 名称
いわき市休日救急歯科診療所
- 2 指 定 管 理 者
いわき市内郷高坂町四方木田191番地
一般社団法人いわき市歯科医師会
会長 秋 元 英 典
- 3 指 定 の 期 間
令和6年4月1日から
令和11年3月31日まで

議案第44号

指定管理者の指定について

次のとおりいわき市立永井保育所の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月7日提出

いわき市長 内 田 広 之

- 1 管理を行わせる 施設 の 名称
いわき市立永井保育所
- 2 指 定 管 理 者
いわき市常磐湯本町上浅貝22番地の1
公益財団法人いわき市社会福祉施設事業団
理事長 荒 川 信 治
- 3 指 定 の 期 間
令和6年4月1日から
令和11年3月31日まで

議案第45号

指定管理者の指定について

次のとおりいわき市小名浜児童センター外1施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月7日提出

いわき市長 内 田 広 之

管理を行わせる 施設の名称	指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
いわき市小名浜児童 センター	茨城県つくばみらい市板橋1812番地16 株式会社アンフィニ 代表取締役 片 山 章 彦	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで
いわき市後宿児童遊 園		

議案第46号

指定管理者の指定について

次のとおりいわき市こども元気センターの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月7日提出

いわき市長 内 田 広 之

- 1 管理を行わせる 施設 の 名 称 いわき市こども元気センター
- 2 指 定 管 理 者 茨城県つくばみらい市板橋1812番地16
株式会社アンフィニ
代表取締役 片 山 章 彦
- 3 指 定 の 期 間 令和6年4月1日から
令和11年3月31日まで

議案第47号

指定管理者の指定について

次のとおりいわき市フラワーセンターの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月7日提出

いわき市長 内 田 広 之

- 1 管理を行わせる 施設 の 名称
いわき市フラワーセンター
- 2 指 定 管 理 者
いわき市好間町北好間字南町田2番地の1
株式会社マツザキガーデン
代表取締役 松 崎 智 弘
- 3 指 定 の 期 間
令和6年4月1日から
令和11年3月31日まで

議案第48号

指定管理者の指定について

次のとおりいわき市遠野オートキャンプ場の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月7日提出

いわき市長 内 田 広 之

- 1 管理を行わせる 施設 の 名 称
いわき市遠野オートキャンプ場
- 2 指 定 管 理 者
いわき市遠野町入遠野字越台97番地の1
いわき市遠野オートキャンプ場管理運営委員会
委員長 折 笠 強
- 3 指 定 の 期 間
令和6年4月1日から
令和7年3月31日まで

議案第49号

指定管理者の指定について

次のとおりいわきの里鬼ヶ城の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月7日提出

いわき市長 内 田 広 之

- 1 管理を行わせる 施設 の 名 称
いわきの里鬼ヶ城
- 2 指 定 管 理 者
いわき市川前町上桶売字小久田73番地の3
株式会社いわきの里鬼ヶ城
代表取締役社長 小 松 秀 樹
- 3 指 定 の 期 間
令和6年4月1日から
令和7年3月31日まで

議案第51号

指定管理者の指定について

次のとおりいわき市下三坂運動広場の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月7日提出

いわき市長 内 田 広 之

- 1 管理を行わせる 施設 の 名称
いわき市下三坂運動広場
- 2 指 定 管 理 者
いわき市 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
三和町下三坂区
区長 草 野 忠 次
- 3 指 定 の 期 間
令和6年4月1日から
令和11年3月31日まで

議案第52号

指定管理者の指定について

次のとおりいわき市労働福祉会館の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月7日提出

いわき市長 内 田 広 之

- 1 管理を行わせる 施設 の 名称
いわき市労働福祉会館
- 2 指 定 管 理 者
いわき市平字堂ノ前22番地
一般財団法人いわき市勤労者福祉サービスセンター
理事長 藤 城 良 教
- 3 指 定 の 期 間
令和6年4月1日から
令和11年3月31日まで

議案第53号

指定管理者の指定について

次のとおりいわき市共同職業訓練センターの指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月7日提出

いわき市長 内 田 広 之

- 1 管理を行わせる 施設 の 名称
いわき市共同職業訓練センター
- 2 指 定 管 理 者
いわき市好間町下好間字叶田58番地の1
職業訓練法人いわき職業訓練協会
会長 草 野 坦
- 3 指 定 の 期 間
令和6年4月1日から
令和11年3月31日まで

議案第54号

指定管理者の指定について

次のとおりいわき市いわき駅北口駐車場外3施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月7日提出

いわき市長 内 田 広 之

管理を行わせる 施設の名称	指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
いわき市いわき駅北 口駐車場	いわき市常磐水野谷町亀ノ尾171番地 株式会社ジェイ・ケイ・リアルタイム 代表取締役 木 田 俊	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで
いわき市平十五町目 駐車場		
いわき市湯本駅前広 場駐車場		
いわき市植田駅前広 場駐車場		

議案第55号

指定管理者の指定について

次のとおり観音山公園外49施設の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和5年12月7日提出

いわき市長 内 田 広 之

管理を行わせる 施設の名称	指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
観音山公園	いわき市常磐湯本町上浅貝110番地の33 一般財団法人いわき市公園緑地観光公社 理事長 高 田 浩 一	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで
舘下公園		
矢田川公園		
横町公園		
平中央公園		
天上田公園		
白土公園		
吉野谷公園		
吹松公園		
玉露中央公園		
走熊公園		

管理を行わせる 施設の名称	指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
東田中央公園	いわき市常磐湯本町上浅貝110番地の33 一般財団法人いわき市公園緑地観光公社 理事長 高 田 浩 一	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで
丹後沢公園		
泉ヶ丘中央公園		
元気の丘公園		
中部工業団地公園		
山口公園		
うすいそ公園		
豊間はまなす公園		
滝尻3号公園		
金山公園		
好間中央公園		

管理を行わせる 施設の名称	指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
松ヶ岡公園	いわき市常磐湯本町上浅貝110番地の33 一般財団法人いわき市公園緑地観光公社 理事長 高 田 浩 一	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで
豊間公園		
21世紀の森公園		令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで
水石山公園		令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで
新舞子浜公園		
御幸山公園		
三崎公園		
勿来の関公園		
白土緑地		
新川西緑地		
新川東緑地		

管理を行わせる 施設の名称	指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
金谷緑地	いわき市常磐湯本町上浅貝110番地の33 一般財団法人いわき市公園緑地観光公社 理事長 高 田 浩 一	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで
中部工業団地緑地		
鹿島緑地		
谷川瀬緑地		
若葉台緑道		
中央台北緑道		
洋向台緑道		
泉ヶ丘緑道		
玉露中央緑道		
玉露西緑道		
飯野緑道		

管理を行わせる 施設の名称	指 定 管 理 者	指 定 の 期 間
高久緑道	いわき市常磐湯本町上浅貝110番地の33 一般財団法人いわき市公園緑地観光公社 理事長 高 田 浩 一	令和6年4月1日から 令和11年3月31日まで
高久遊歩道		
丸山公園		
湯の岳公園		
スポットパーク好間		
中街つつじ公園		

